

## 宇部市健康づくりパートナー認定制度実施要領

### (目的)

第1条 宇部市健康づくり推進条例に基づき、教育機関、地域コミュニティ団体及び市民活動団体（以下、「団体」という。）、並びに事業者等と協働、連携して健康づくりに資する取組を推進するため、市民や地域住民、事業所で働く人の健康度を高める優れた取組を行う団体及び事業所を宇部市健康づくりパートナー（以下「健康づくりパートナー」という。）として認定することを目的とする。

### (対象)

第2条 宇部市内に所在地を置き、会員又は常勤従業員が5人以上いる団体又は事業所を対象とする。なお、この要領において「常勤従業員」とは次の(1)と(2)のいずれの要件も満たす者をいう。

- (1) 雇用期間の定めのない者、もしくは1年以上雇用される者（見込み含む）
- (2) 1週間の労働時間が、当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上である者

### (認定基準)

第3条 市長は、優れた健康づくり活動を継続的に行い、市民や地域住民の健康増進に貢献しており、かつ、市の実施する健康づくり関連事業に参加又は協力をしている団体を健康づくりパートナー（団体部門）として認定することができる。

2 市長は、別表1に掲げる要件をすべて満たしている事業所を健康づくりパートナー（事業所部門）として認定することができる。

### (認定手続き)

第4条 認定を受けようとする団体は、宇部市健康づくりパートナー認定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）及び宇部市健康づくりパートナー認定候補団体概要書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 認定を受けようとする事業所は、申請書（様式第1号）及び宇部市健康づくりパートナー認定基準該当表（様式第3号）を市長に提出するものとする。

### (決定・認定証)

第5条 市長は、提出のあった書類等により審査を行い、認定することに決定した場合は、宇部市健康づくりパートナー認定証を授与するものとする。

2 市長は、前条第1項にかかわらず、特に顕著な健康づくり活動をしていると認められる団体は、申請がなくても認定することができるものとする。

### (情報発信)

第6条 市長は、認定した団体及び事業所の名称及び取組に関する情報を市のホームページ、市の印刷物等により公表するものとする。

### (個人情報の保護)

第7条 市長は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理に努めるものとする。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

### 附 則

この要領は、平成28年11月17日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成29年9月15日から施行する。